

テキセイカだより vol.1 ☆令和2年2月発行

日ごろから、介護保険事業の推進に御協力いただき、厚くお礼申し上げます。介護給付適正化事業を実施している中で、皆様からいただくご質問を元に「テキセイカだより」を発行させていただくことになりました。

今回は、1月31日（金）ケアプラン研修会後にお伝えした内容を vol.1 に替えてお知らせいたします。

1 個別サービス計画の提出について

各サービス事業所から個別計画書を受け取りましょう。

ケアマネの運営基準において個別サービス計画を受け取らなければならないことが規定されています。受け取るだけでなく、ケアプランと個別サービス計画の連動性や整合性についても確認してください。

【指定基準：居宅介護支援 第13条 第十二号 担当者に対する個別サービス計画の提出依頼】

2 軽度者への福祉用具貸与について

以下の項目を確認しましょう。

- ☐ 主治医及び福祉用具相談員の意見を確認していますか？
- ☐ 上記意見を会議録等に記録していますか？
- ☐ 貸与がスタートするまでにサービス担当者会議を開催できていますか？
- ☐ 事業所から福祉用具計画書を受け取っていますか？



ケアマネが直接主治医に必要性を確認しましょう！
「例：車椅子が必要である」だけでは不十分です！

【要介護1：老企36号 第2-9（2）】

【要支援1，2：老計発第0317001号・老振発第0317001号・老老発第0317001号

別紙1 第2の11【10】（2）】

【茨木市としての基準：茨木市 HP>各課のご案内>健康福祉部>長寿介護課>メニュー>介護保険事業者・認定調査員へのお知らせ>介護支援専門員向けページ>軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付の確認について>軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付に係る確認方法について】

3 短期入所施設への貸与品の持ち込みについて

短期入所施設への貸与品の持ち込みは原則として認められません。

施設内での福祉用具の費用は短期入所サービスの報酬に含まれているものであり、施設内で使用される福祉用具は施設が用意すべきものと考えられます。

①当該月に利用者が一度も自宅に戻らなかった場合

→当該月の福祉用具貸与費の請求はできません。

②当該月に在宅での利用がある場合

→契約の形態により半月分又は1か月分の請求として差し支えありません。

※短期入所施設に用意されているものでは利用に支障が出る場合等は個別にご相談ください。

【指定基準：短期入所生活介護 第124条 3】

指定短期入所生活介護を提供するために必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。

介護給付適正化とは？

介護給付を必要とする受給者を適切に認定し、受給者が真に必要なとする過不足のないサービスを、事業者が適切に提供するように促すこと。適切なサービスの確保とその結果としての費用の効率化を通じて介護保険制度への信頼を高め、持続可能な介護保険制度の構築に資するもの。

【厚生労働省】